

明日香村浄化槽清掃業の許可申請等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び明日香村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）に定める浄化槽清掃業の許可について、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第2条 法第35条第1項の許可（更新）を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）に以下に掲げる書類を添えて村長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 事業調書（様式第2号）
- (2) 作業計画調書（様式第3号）
- (3) 許可申請者の住民票抄本（法人にあっては、定款又は寄付行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票抄本（本籍地が記載されているもの））
- (4) 許可申請者の履歴書（法人にあっては、役員の名簿及び履歴書）
- (5) 許可申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（法人にあっては、代表者の印鑑登録証明書）
- (6) 収支決算書又は事業収支書
- (7) 従業員名簿（様式第4号）
- (8) 浄化槽の機能点検及び清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有する者であることの証明できる書類の写し。
- (9) 収集運搬車、設備及び機材等の種類並びに数量一覧表（様式第6号）
- (10) 事務所・車庫・処理施設 見取図（様式第7号）
- (11) 納税証明
- (12) 欠格事項に該当しない旨の申告書（様式第8号）
- (13) 使用車輌の写真及び自動車検査証の写し
- (14) 誓約書
- (15) その他村長が必要と認める書類

2 法第35条第1項の許可の有効期間は2年とする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第3条 法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による明日香村の一般廃棄物収集運搬業（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に限る。）の許可を有していること。

- (2) 法第36条の規定に適合していること。
- (3) 許可申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (4) 許可申請者の事業経験年数が2年以上であること。
- (5) 許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) 前各号に定めるもののほか、村長が特に定める事項

(許可申請の時期)

第4条 許可の申請の期間は、当該申請に係る年度の初日の属する年の2月1日から2月28日（明日香村の休日を定める条例（平成元年明日香村条例第9号）第1条第1項に定める休日を除く。）までの期間とする。

(許可書の交付)

第5条 村長は、第2条第1項の申請について許可したときは、浄化槽清掃業許可書（様式第5号）を当該許可申請者に交付するものとする。

2 前項の許可書の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該許可書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(変更の届出)

第6条 許可業者が法第37条の規定により、第2条第1項の申請内容に変更が生じたときは、浄化槽清掃業変更届出書（様式第9号）により変更の届出をしなければならない。当該申請書と併せて提出する書類は、別表のとおりとする。

(許可書の再交付)

第7条 許可業者は、当該許可書を紛失し、又はき損したときは、浄化槽清掃業許可書再交付申請書（様式第10号）により、直ちにその旨を村長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(廃業等の届出)

第8条 許可業者は、法第38条の規定により廃業等の届出をしようとするときは、廃業等をしようとする日の30日前までに浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第11号）による届出書を村長に提出しなければならない。

(休止の届出)

第9条 許可業者は、当該許可を受けた事業の全部若しくは一部を休止しようとするときは、休止しようとする日の30日前までに浄化槽清掃業休止届出書（様式第12号）による届出書を村長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第10条 村長は、法第41条第2項に規定する場合のほか、許可業者が事業の全部若しくは一部を休止して著しく村民に迷惑をかけ、又は事業の休止期間が1月以上にわたるときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 村長は、前項の規定により許可を取り消したときは許可取消書(様式第13号)により、事業の停止を命じたときは事業停止命令書(様式第14号)により通知するものとする。

(許可書の返還)

第11条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該許可書を村長に返還しなければならない。

- (1) 許可書の有効期間が満了したとき。
- (2) 第8条の規定による廃業等の届出をしたとき。
- (3) 第10条の規定により許可を取り消されたとき。
- (4) 許可書をき損した場合において、その再交付を受けるとき。
- (5) 許可書の再交付を受けた後、紛失した許可書を発見したとき。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は令和6年1月11日から施行する。

別表（第6条関係）

変更事項	添付書類	
	法人の場合	個人の場合
住所の変更	定款、寄付行為及び登記事項証明書	住民票抄本（本籍が記載されたもの）
氏名又は名称の変更		
法定代理人及び役員等使用人の変更	誓約書、履歴書、役員名簿、住民票抄本（本籍が記載されたもの）、欠格事項に該当しない旨の申告書	
営業所の変更	営業所見取図・写真、土地及び家屋の所有権又は使用権を証する書類	左に同じ
事業の用に供する主要な施設（車両、車庫等）の変更	車両 車庫	車両一覧表、自動車検査証の写し 営業所見取図・写真、土地及び家屋の所有権又は使用権を証する書類
		左に同じ 左に同じ